

事業所名

児童発達支援ハウスかるがも

支援プログラム

作成日

令和6年

4月

1日

法人（事業所）理念	次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を行う。				
支援方針	権利行使の主体としてこどもの人権に十分配慮することを徹底するとともに、こども一人ひとりの人格や意見を尊重して児童発達支援を行う。				
営業時間	8時	30分	17時	30分	送迎実施の有無 あり なし
支援内容					
本人支援	健康・生活	・健康状態の維持・改善 ・生活習慣や生活リズムの形成 ・基本的な生活スキルの獲得			
	運動・感覚	・姿勢と運動・動作の基本的技能の向上 ・姿勢保持と運動・動作の補助手段の活用 ・身体の移動能力の向上 ・保有する感覚の活用 ・感覚の補助及び代行手段の活用 ・感覚の特性への対応			
	認知・行動	・認知の特性についての理解と対応 ・対象や外部環境の適切な認知と適切な行動の習得(感覚の活用や認知機能の発達、知覚から行動への認知過程の発達、認知や行動の手掛かりとなる概念の形成) ・行動障害への予防及び対応			
	言語 コミュニケーション	・コミュニケーションの基礎的能力の向上 ・言語の受容と表出 ・言語の形成と活用 ・人との相互作用によるコミュニケーション能力の獲得 ・コミュニケーション手段の選択と活用 ・状況に応じたコミュニケーション ・読み書き能力の向上			
	人間関係 社会性	・アタッチメント(愛着)の形成と安定 ・遊びを通じた社会性の発達 ・自己の理解と行動の調整 ・仲間づくりと集団への参加			
家族支援	こどもの家族の意向を受け止め、支援に当たるとともに家族に対し、当該事業所等が行う児童発達支援の内容について適切に説明し、相談や申入れ等に対し適切に対応する。	移行支援	ライフステージの切替えを見据えた将来的な移行に向けた準備を行うと共に、各関係機関と連携を図りながら細やかな環境調整を行う。		
地域支援・地域連携	地域社会との交流や連携を図り、地域社会に、当該事業所等が行う児童発達支援の内容等の情報を適切に発信する。	職員の質の向上	児童発達支援計画に基づいて提供される支援の内容や役割分担について定期的に点検し、その質の向上が図られるようにするとともに、こどもが安心して支援を受けられるよう、安全管理対策等を講じる。		
主な行事等	・すいか割り ・お店屋さんごっこ ・園外療育 ・おさんぽ ・クリスマス会 ・ペアレントトレーニング（保護者対象）				